

# 令和8年度 大田区 特定子ども・子育て支援施設等の 指導検査の概要

---

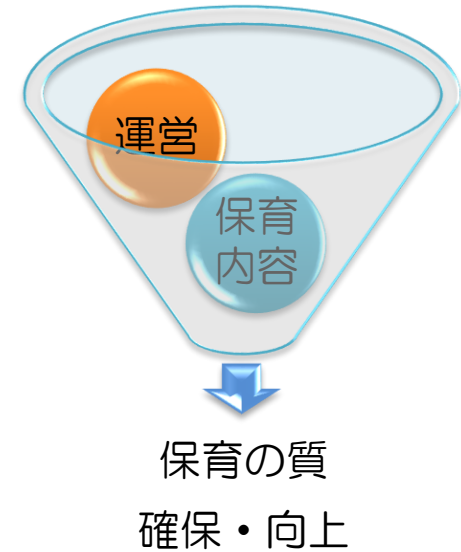
大田区 福祉部 福祉管理課 法人指導担当

# 指導検査 概要編

- 1 大田区の指導検査の目的と法的根拠
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準
- 4 保育料の無償化対象施設としての条件
- 5 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲
- 6 SDXの共同利用について
- 7 区の立入調査（確認指導）の流れ
- 8 令和7年度 主な指摘・指導事項（認可外保育施設）
- 9 大田区指導検査結果の公表

# 1 大田区の指導検査の目的と法的根拠

- 待機児童解消のため保育施設の整備が進められ、また、令和元年10月から認可外保育施設を含む幼児教育・保育の無償化が実施され、より一層、**保育の質・安全性の確保と向上**が求められている。
- 指導検査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法などの関係法令や都や区の要綱、国等からの各種通知等に基づき児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を実施する。



## ■ 大田区の立入調査（指導検査）の法的根拠

### （1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

### （2）東京都の立入調査（児童福祉法第59条第1項）


※ 大田区の立入調査とは別に、今後も東京都による認可外保育施設に対する指導検査は実施。  
⇒ 大田区は東京都と連携し、指導検査を実施する。

## 2 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査

### ■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）に伴い、区に指導検査の権限付与

#### ① 無償化の確認申請

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等がその対象施設となるためには、市区町村に対して子ども・子育て支援法第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。

 大田区に確認を受けた無償化対象の認可外保育施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

#### ② 指導・監査

一方で、大田区はこの確認を受けた無償化対象施設に対して、調査・指導等（子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）を行い、監査（法第58条の8）を行うことができる。

#### ③ 勧告、命令等

また、大田区は、特定子ども・子育て支援施設等に著しい運営基準等への違反が確認された場合等は、当該基準を遵守することを勧告・命令等（法第58条の9）実施し、改善がなされない場合は、確認（無償化）の取消し処分（法第58条の10）を行うことが可能。

# 3 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準

## ■ 特定子ども・子育て支援施設等の基準

### ① 設置基準（法第58条の4第1項第4号）

➡（内閣府令第44号）子ども・子育て支援法施行規則第1条

◆この内閣府令で定める基準は、平成13年3月29日雇児発第177号「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」で示されている **「認可外保育施設指導監督基準」と同様の内容**である。（令和元年11月27日付け府子本第689号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監督について」より）。 ⇒**区が確認する設置基準は、東京都が確認する設置基準と同様の内容**である。

### ② 運営基準（法第58条の4第2項）

➡（内閣府令第39号）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第53条から第61条まで

## ■ 大田区の指導検査基準（特定子ども・子育て支援施設等）

◆「**特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準**（令和2年7月16日付け2こ保発第11557号）」に基づき実施する。

◆大田区のHPに掲載している

HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育（一次預かりを含む） ⇒ 保育施設の指導検査

# 4 保育料の無償化対象施設としての条件

## ■ 幼児教育・保育の無償化対象施設としての条件

### ◆ 国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要

- 令和6年3月29日こ成保第218号 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」で定められた指導監督基準を満たすことが必要である。

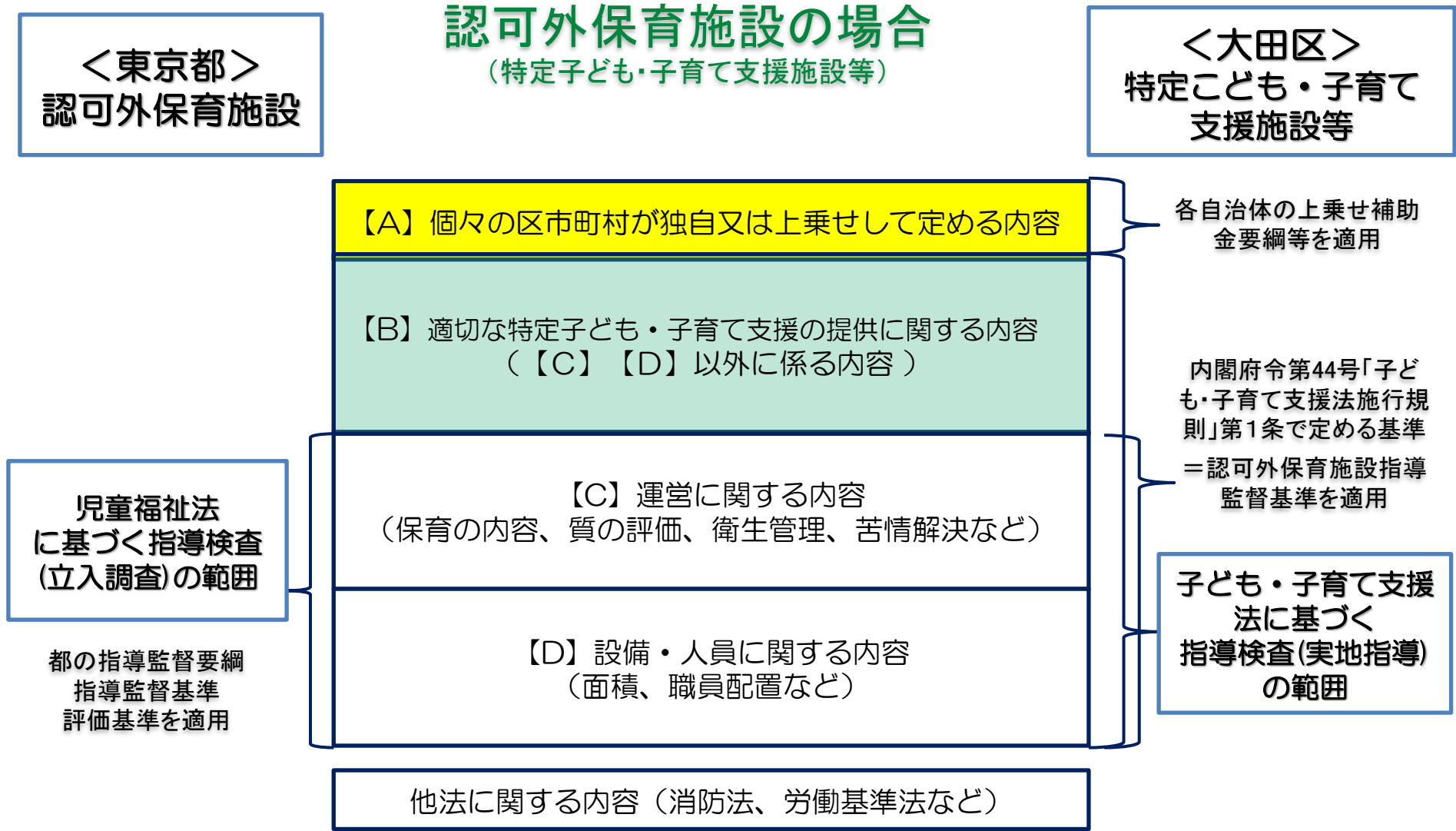
※ この「指導監督基準を満たす旨の証明書」は、東京都が検査し発行する。

### ◆ 大田区の保護者補助

大田区でも 「認可外保育施設等保護者負担軽減補助金」については、各区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての確認を受けている施設が補助対象の条件となっているため、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていないと補助対象から外れることになる。

- ◆ 大田区は、各施設がこの証明書発行の基準を満たしているかについても検査で確認。

# 5 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲



## 6 SDXの共同利用について①

### 1 SDX導入の目的

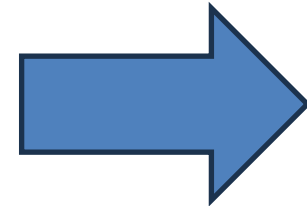
社会福祉施設等に対する指導検査業務システム(SDX)

→東京都が、指導検査業務のDX化のために令和5年度から活用しているシステム。

#### SDXを使用した事業者のアンケートの結果

「提出物の郵送が不要になること」

「指導検査関係の情報が1カ所に集約」



**事業者の  
事務負担軽減**

#### 区市町村共同利用

他の自治体も同一のシステムを使用することで、事業者及び行政の負担軽減につながることから、都は令和8年度以後SDXの区市町村共同利用を開始。

大田区の保育指導検査では、本年度からSDXを導入する。

# 6 SDXの共同利用について②

## 2 SDXの活用場面

### 集団指導講習会

#### 3-4. 集団指導動画の視聴方法 (1/2)

##### □利用シーン

- 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業以外)
- 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業)
- ・ 集団指導動画を視聴するとき

##### □事前作業

- ・ 集団指導実施に関するメールを受領していること
- ・ 「1-1. ログイン方法 (初回ログイン)」 「1-2. ログイン方法 (2回目以降)」 に沿って事業者ポータルにログインしていること、もしくは、集団指導受講用URLが共有されていること

- ・ 集団指導受講用URLは、検査実施自治体から送られた集団指導実施に関するメール内に記載されています
- ・ 集団指導受講用URLへアクセスすると、直接動画視聴画面に遷移します

##### □操作手順

- ① 集団指導検査の「動画視聴ページへ」をクリックする

※ 操作は次のページも続きます



■ 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業)  
動画視聴・テスト回答が完了すると事業者ポータル上から動画視聴できないため、動画を再視聴したい場合は、集団指導受講用URLから視聴ください

Copyright © Bureau of Social Welfare, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

### 実地指導

### 施設調査書

#### 2-3. 指導検査、施設調査書画面説明

##### □PC端末、タブレット端末

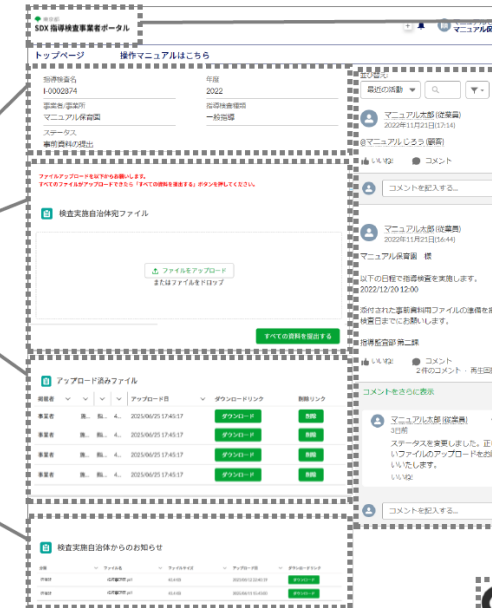
(一般指導検査・施設調査書・集団指導 (居宅訪問型保育事業))

・ 指導検査、施設調査書の基本情報

・ ファイル提出時に利用  
(「3-1. 資料の提出方法」に詳細記載)

・ 提出したファイルの一覧  
(「3-1. 資料の提出方法」に詳細記載)

・ 検査実施自治体提供ファイルの一覧  
(「3-2. 検査実施自治体から提供された資料の確認方法」に詳細記載)



・ トップページ画面へ移動する際にクリック

・ 検査実施自治体への質問時に利用  
(「3-3. 検査実施自治体への質問・確認方法」に詳細記載)

・ チャットボット  
・ 質問や不明点がある際にクリック

〔出典〕 事業者ポータル操作マニュアル-V1.23.

## 6 SDXの共同利用について③

### 3 SDXへのログイン方法

以下のリンク先にアクセス

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/system>  
(社会福祉施設等に対する指導検査業務システム - 東京都福祉局)

指導検査 事業者ポータルサイト > ログインページ をクリック

ログインページの「システムの利用マニュアルは[こちら](#)」をクリックし、事業者ポータル操作マニュアルをご覧ください。

初回は、【東京都】SDXへの登録について(初回パスワード設定)というメールからログインしてください。

2回目以後のログインは、<https://fukushikensa.metro.tokyo.lg.jp/>にアクセスし、ユーザ名(メールアドレス)とパスワードを入力してログインしてください。

# 7 区の立入調査（確認指導）の流れ

## 1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）（5週間前に連絡）
- ② 実地検査の実施（検査は半日（9時30分から13時30分）を予定）
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（判定区分CとBがある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

次回検査  
への反映

## 2 確認監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8）

上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 他

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても確認監査を行うことがある。

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

## 8 令和7年度 主な指摘・指導事項①運営管理

No	判定区分C	件数
1	常時、複数の保育従事者が配置されていなかった	1
	安全計画が保護者に対して周知されていなかった。	1
No	判定区分B	件数
1	避難・消火訓練の漏れや、記録が確認できない月があった。	4
2	施設及びサービスに関する内容の掲示が不十分である。	1
3	「ここdeサーチ」の公表情報が不十分である。	1
4	施設及びサービスに関する内容の掲示が不十分である。	1
5	労働者名簿が整備されていなかった。	1

## 8 令和7年度 主な指摘・指導事項②保育内容

No	判定区分C	件数
1	身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的には実施していなかった。	1
No	判定区分B	件数
	なし	

# 9 大田区指導検査結果の公表

## (1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第19条第2項)

### 【公表の目的】

- ① 保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的に改善の取組みをできるように促す。
- ② 保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民・利用者の理解を得る。

## (2) 公表方法、時期、及び内容

- ① 大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査 ⇒ 保育施設の指導検査結果)
- ② 検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容 ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) 等

## (3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、区が所管する社会福祉法人、介護・障がい福祉サービス事業者及び保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査 (検査) 結果報告書」を、大田区福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査 (検査) ⇒ 指導監査 (検査) 結果報告書)